議案第15号

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例について

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の 議決を求める。

令和2年2月28日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

米原市公民館運営審議会の廃止、米原市東草野小中学校利活用事業者選定委員会、米原市デイサービスセンター事業者選定委員会および米原市学びあいステーション運営審議会の新設ならびに既存の付属機関の名称等の見直しを行うため、この案を提出するものである。

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例

米原市付属機関設置条例(平成28年米原市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部米原市地域公共交通会議の項の次に次のように加える。

米原市東草野	東草野小中学校	15 人	(1)	関係自治会の代表者	委嘱または
小中学校利活	の貸付けに係る事	以内	(2)	市の職員	任命の日か
用事業者選定	業者の選定に関し、		(3)	前2号に掲げるもの	ら事業者の
委員会	必要な事項を調査		のに	まか、市長が適当と認	選定が終了
	審議すること。		める	5者	するまで

別表第1市長の部米原市障がい者計画等審議会の項所掌事務の欄を次のように改める。

次に掲げる事項を調査審議すること。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画の策定および見直しならびに当該計画の推進に関すること。
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づく、障がいを理由とする差別の解消の推進に関すること。

別表第1市長の部米原市障がい者計画等審議会の項委員の任期の欄中「2年」を「3年」に 改め、同部米原市福祉有償運送運営協議会の項の次に次のように加える。

米原市地域包括	米原市地域包括支	10人	(1)	学識経験を有する者	3年
支援センター運	援センターの適切、公	以内	(2)	介護保険の関係事業者	
営協議会	正かつ中立な運営の		おし	にび関係団体の代表者	
	確保を図るために必		(3)	介護保険の被保険者	
	要な事項を調査審議		(4)	高齢者の権利擁護およ	
	すること。		びそ	その相談事業を行う者	
			(5)	前各号に掲げるものの	
			ほカ	い、市長が適当と認める	
			者		

米原市デイサー	デイサービスセン	8人	(1)	学識経験を有する者	委嘱または
ビスセンター事	ターの貸付けに係る	以内	(2)	施設の管理運営につい	任命の日か
業者選定委員会	事業者の選定に関し、		て専	厚門的知識を有する者	ら事業者の
	必要な事項を調査審		(3)	市の職員	選定が終了
	議すること。		(4)	前3号に掲げるものの	するまで
			ほか	1、市長が適当と認める	
			者		

別表第1市長の部中「米原市健康づくり・食育推進協議会」を「米原市健康づくり推進協議会」に、「米原市特別支援保育審査会」を「米原市特別支援保育支援委員会」に改め、同部米原市民交流プラザ運営審議会の項の次に次のように加える。

米原市学びあ	米原市学びあい	12 人	(1) 学識経験を有する者 2年
いステーショ	ステーションの運	以内	(2) 地域を代表する団体
ン運営審議会	営および事業の効		の代表者
	果的な推進に関す		(3) 地域まちづくり活動
	る事項を調査審議		を推進する団体等で活動
	すること。		する者
			(4) 社会教育、文化団体
			等で活動する者
			(5) 公募による市民
			(6) 前各号に掲げるもの
			のほか、市長が適当と認
			める者

別表第1備考中「米原市立隣保館運営協議会は米原市立隣保館条例第2条に定めるそれぞれ の隣保館ごとに、」を削る。

別表第2市長の部米原市地域包括支援センター運営協議会の項を削り、同表教育委員会の部 米原市公民館運営審議会の項を削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1に米原市学びあいステーション運営審議会の項を加える改正規定および別表第2の米原市公民館運営審議会の項を削る改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

米原市付属機関設置条例新旧対照表(改正理由)

	改正後				現行					改正理由		
別表第1	(第2条、第3	条、第 4 条関係)				別表第1	第2条、第3章	条、第4条関係)				
付属機関 の属する 執行機関	名称	所掌事務	委員 の 定数	委員の構成	委員の 任期	付属機関 の属する 執行機関	名称	所掌事務	委員 の 定数	委員の構成	委員の 任期	
市長	略 米原市地域公 共交通会議	略				市長	略 米原市地域公 共交通会議	略				
	用事業者選定	校の貸付けに係 る事業者の選定	以内	<u>治会の代</u> <u>表者</u>	は任命の 日から事							・米原市東草野小中 学校利活用事業者 選定委員会の新設
		に関し、必要な事項を調査審議すること。		- (3)前2号 に掲げる	定が終了するまで							
				もののほ か、市長が 適当と認 める者								
	略 米原市障がい 者計画等審議 会	次に掲げる事項を調査審議すること。 (1) 障害者基本 法(昭和 45 年 法律第 84 号) 第 11 条第 3 項		略	3年		会	障害者基本法 (昭和 45 年法律 第 84 号)第 11 名 第 3 項に規定する市町村障害者 計画および障害者	性 长 十 新 等	略	2年	・米原市障がい者計 画等審議会の所掌 事務および委員の 任期の変更

に規定する市	び社会生活を総	
町村障害者計	合的に支援する	
画、障害者の日	ための法律(平成	
常生活及び社	17 年法律第 123	
会生活を総合	号)第 88 条第 1	
的に支援する	項に規定する市	
ための法律(平	町村障害福祉計	
成 17 年法律第	画の策定および	
123 号) 第 88 条	見直しならびに	
第1項に規定	当該計画の推進	
<u>する市町村障</u>	に関する事項に	
害福祉計画お	ついて調査審議	
よび児童福祉	<u>すること。</u>	
法(昭和 22 年		
法律第 164 号)		
第 33 条の 20 に		
規定する市町		
村障害児福祉		
計画の策定お		
よび見直しな		
らびに当該計		
画の推進に関		
<u>すること。</u>		
(2) 障害を理由		
とする差別の		
解消の推進に		
関する法律(平		
成 25 年法律第		
65 号)に基づ		

く、障がいを理	
由とする差別	
に関すること。	
[
議会議会	
	 ・米原市地域包括支
括支援センタ括支援センター以内 験を有す	接センター条例の
	一部改正により米
中立な運営の確 (2)介護保 1 1 1 1 1 1 1 1 1	原市地域包括支援
	センターの設置根
	拠を当該条例別表
<u> </u>	第1に定めること
団体の代	に伴う改正
<u> </u>	
に掲げる	
- 19.7 S もののほ	

	1. + F.18			
	か、市長が			
	適当と認			
	<u>める者</u>			
米原市デイサ デイサービス8人	(1) 学識経委嘱また			・米原市デイサー
ービスセンタセンターの貸付以内	験を有すは任命の			スセンター事業
一事業者選定けに係る事業者	る者 目から事			選定委員会の新
委員会の選定に関し、必	(2) 施設の業者の選			
要な事項を調査	管理運営定が終了			
審議すること。	についてするまで			
	専門的知			
	識を有す			
	<u> </u>			
	(3) 市の職			
	員			
	(4) 前3号			
	<u>に掲げる</u>			
	<u>もののほ</u>			
	か、市長が			
	適当と認			
	める者	-6		_
略		略		
米原市健康づ略		米原市健康		・米原市健康づく
くり推進協議		くり・食育	<u></u>	食育推進協議会
会		進協議会		名称の変更
略		略		
米原市特別支略		米原市特別	支略	•米原市特別支持
援保育支援委		援保育審査会	2	育審査会の名称
員会				変更
略		略	 	

米原市民交流略		米原市民交流略	
プラザ運営審		プラザ運営審	
議会		議会	
米原市学びあ 米原市学びあ	19人(1) 学識級9年	成云	 ・米原市学びあいス
			アーション運営審
いステーションステーション			
ン運営審議会 の運営および事			議会の新設
業の効果的な推			
進に関する事項			
を調査審議する			
<u>こと。</u>	表者		
	(3) 地域ま		
	<u> ちづくり</u>		
	活動を推		
	進する団		
	体等で活		
	動する者		
	(4) 社会教		
	育、文化団		
	体等で活		
	<u>動する者</u>		
	(5) 公募に		
	<u>よる市民</u>		
	(6) 前各号		
	に掲げる		
	<u>た何のほ</u>		
	か、市長が		
	適当と認		
mér	<u>める者</u>	mr.	
略		略	

備考 米原市立認定こども園運営委員会は米原市立認定こども園条例 第2条に定めるそれぞれの認定こども園ごとに、米原市指定管理者 選定委員会は公の施設を所管する米原市事務分掌条例(平成 17 年米 原市条例第 18 号)第1条に規定するそれぞれの部ごとおよび米原市 教育委員会に置き、委員の定数は、それぞれ置く付属機関ごとにこの 表に定める委員の定数とする。

別表第2(第5条関係)

付属機関		
の属する	名称	根拠法令等の名称
執行機関		
市長	略	
教育委員会		
	米原市図書館協議会	略
	米原市文化財保護審議会	略

備考 米原市立隣保館運営協議会は米原市立隣保館条例第2条に定めるそれぞれの隣保館ごとに、米原市立認定こども園運営委員会は米原市立認定こども園条例第2条に定めるそれぞれの認定こども園ごとに、米原市指定管理者選定委員会は公の施設を所管する米原市事務分掌条例(平成17年米原市条例第18号)第1条に規定するそれぞれの部ごとおよび米原市教育委員会に置き、委員の定数は、それぞれ置く付属機関ごとにこの表に定める委員の定数とする。

別表第2(第5条関係)

付属機関		
の属する	名称	根拠法令等の名称
執行機関		
市長	略	
	米原市地域包括支援センタ	米原市地域包括支援セン
	一運営協議会	ター条例(平成 27 年米原市
		条例第6号)_
教育委員会	米原市公民館運営審議会	米原市公民館条例 (平成 17
		年米原市条例第 170 号)
	米原市図書館協議会	略
	米原市文化財保護審議会	略

・米原市立隣保館運 営協議会の廃止に 伴う削除

- ・米原市地域包括支 授センター条り米 原市地域包括支援 一部改正に括支援 センターの設置 地を当該条例別表 第1に定めること に伴う改正
- ・米原市公民館運営 審議会の廃止